

令和2年7月14日
港湾局産業港湾課

「令和2年度 特定港湾施設整備事業基本計画」を閣議決定

港湾整備促進法に基づく、「令和2年度 特定港湾施設整備事業基本計画」について、本日閣議決定されましたのでお知らせいたします。

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、港湾管理者が行う特定港湾施設整備事業（※）に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされています。

国土交通大臣は、内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあっ旋を行います。

（※）特定港湾施設整備事業とは港湾管理者が地方債により資金を調達して実施する、以下の事業で構成されます。また、港湾管理者は、施設の使用料収入や土地の売却益等により、償還を行います。

① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設とともに、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するもの。

② 臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、及び地域の産業開発に資する工業用地等を造成するもの。

○閣議決定日

令和2年7月14日（火）

問い合わせ先

国土交通省 港湾局 産業港湾課 後藤・小野田

TEL:03-5253-8111（内線46-452、46-453）

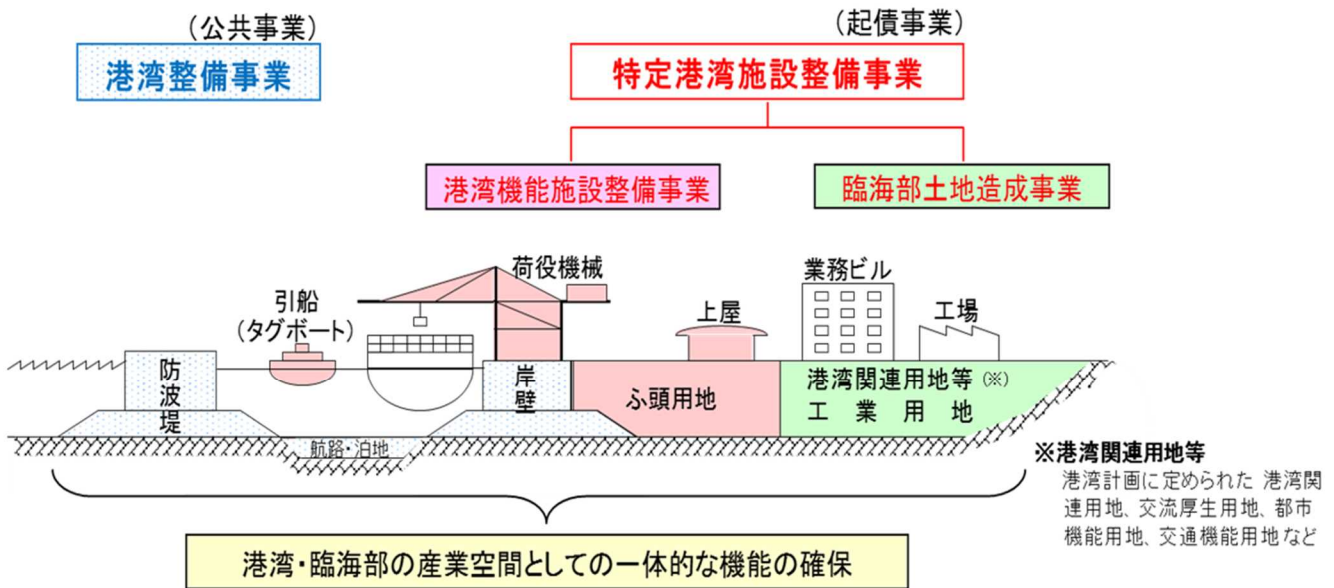
03-5253-8673（直通）FAX:03-5253-1651

○令和2年度 特定港湾施設整備事業基本計画

| 施設名 | 単位 | 数量 | 事業費 (百万円) | 港名 |
|--------------|----|-------|--------------|--|
| 上屋 | 棟 | 51 | 4,284 | 苫小牧港、函館港、小樽港、酒田港、千葉港、横浜港、清水港、四日市港、大阪港、境港、呉港、徳山下松港、八幡浜港、下関港、北九州港、大分港、別府港、臼杵港、名瀬港、那覇港、石垣港 (以上 21港) |
| 荷役機械 | 基 | 46 | 7,601 | 室蘭港、苫小牧港、石狩湾新港、茨城港、千葉港、川崎港、新潟港、直江津港、伏木富山港、金沢港、清水港、田子の浦港、三河港、四日市港、舞鶴港、境港、水島港、広島港、呉港、徳山下松港、三田尻中関港、北九州港、博多港、伊万里港、熊本港、大分港、志布志港、那覇港 (以上 28港) |
| ふ頭用地 | 千㎡ | 1,539 | 29,234 | 苫小牧港、函館港、小樽港、宮古港、大船渡港、仙台塩釜港、秋田港、能代港、酒田港、小名浜港、相馬港、茨城港、鹿島港、千葉港、木更津港、川崎港、姫川港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、名古屋港、三河港、四日市港、舞鶴港、大阪港、堺泉北港、神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、鳥取港、境港、別府港(島根県)、水島港、福山港、呉港、徳山下松港、岩国港、三田尻中関港、宇部港、高松港、今治港、下関港、北九州港、博多港、苅田港、長崎港、厳原港、八代港、大分港、津久見港、別府港、佐伯港、臼杵港、宮崎港、鹿児島港、名瀬港、志布志港、那覇港、石垣港 (以上 60港) |
| 港湾機能施設整備事業 計 | | | 41,118 | |
| 港湾関連用地等 | 千㎡ | 604 | 25,454 | 茨城港、横浜港、清水港、舞鶴港、大阪港、堺泉北港、阪南港、水島港、広島港、高松港、博多港、苅田港、鹿児島港、志布志港、中城湾港 (以上 15港) |
| 工業用地 | 千㎡ | 123 | 2,422 | 茨城港、堺泉北港、阪南港、尼崎西宮芦屋港、水島港、笠岡港、広島港、徳島小松島港、苅田港 (以上 9港) |
| 臨海部土地造成事業 計 | | | 27,876 | |
| 合計 | | | 68,994 | |

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある

○特定港湾施設整備事業のイメージ



○特定港湾施設整備事業基本計画と資金融通等の手続き

